

## 総合特区 特例措置(規制分野)「法改正、政令、省令等の改正等が見込まれる項目」

## (1)措置済

特区=1 全国=2	「法」「政 令」「省令 等」の別	整理番号	特区名	提案概要	法令等	改正の概要	スケジュール	省庁	備考
2	省令等	523	次世代エネルギー・モビリティ創造特区	安全を担保しつつ、保安検査の簡略化を念頭に、適切な検査方法の規定をお願いしたい。	一般高圧ガス保安規則第82条第3項	圧縮水素スタンドの保安検査方法は、現行別表に規定されているが、CNGスタンドでは、KHKの保安検査基準が、保安検査方法を定める告示に指定されている。これと同様にJPECがJPECSとして保安検査基準を制定し、経済産業省の保安検査規格審査WGの審査を得て、保安検査告示に指定する予定であったが、現在業界団体が検討している保安検査基準は、実証スタンドの40MPa水素スタンドを対象としていることから、業界団体にて策定され、都道府県へ通知した。	平成27年12月1日付け、都道府県へ通知。	経済産業省	当該内容については、平成27年3月14日に開催された産業構造審議会高圧ガス小委員会にて、承認済。
2	省令等	544	グリーンアジア国際戦略総合特区	水素スタンドには年1回の保安検査が義務付けられており、その中で、蓄圧器の開放検査(目視による内面観察と非破壊検査)を行うことが定められている。開放検査による休業期間は連続10日間にも及び水素スタンド運営の大きな負担となっている。また、非破壊検査も大きな負担となっている。このため、安全を担保しつつ、適切な検査方法を定める必要がある。	一般高圧ガス保安規則第82条第3項	圧縮水素スタンドの保安検査方法は、現行別表に規定されているが、CNGスタンドでは、KHKの保安検査基準が、保安検査方法を定める告示に指定されている。これと同様にJPECがJPECSとして保安検査基準を制定し、経済産業省の保安検査規格審査WGの審査を得て、保安検査告示に指定する予定であったが、現在業界団体が検討している保安検査基準は、実証スタンドの40MPa水素スタンドを対象としていることから、業界団体にて策定され、都道府県へ通知した。	平成27年12月1日付け、都道府県へ通知。	経済産業省	当該内容については、平成27年3月14日に開催された産業構造審議会高圧ガス小委員会にて、承認済。
2	省令等	551	グリーンアジア国際戦略総合特区	FCV普及時を考えると、FCVにおいても、現在のガソリン車と同様の比率で路上でのガス欠が想定される。(JAFロードサービスの20%はガス欠)ガス欠による立ち往生への対処として、レスキュー目的に限定し、公道上でのFCVへの充填作業が可能となるよう必要な措置を検討する。	一般高圧ガス保安規則第12条	平成23年度より、業界団体にて、ガス欠時に充填するための対応を検討している。安全姓、操作性の検証や公道充填用設備仕様の検討、不特定の場所においてガス欠対応の充填を行うための課題を取りまとめている。ガス欠充填については、高圧法関係規則を改正せずに、運用方法を規定することで実現は可能であると考えられることから、業界団体においてガイドラインを策定し、公表することになった。	業界団体においてガイドラインを策定し、公表する。	経済産業省	当該内容については、平成27年3月14日に開催された産業構造審議会高圧ガス小委員会にて、承認済。

総合特区 特例措置(規制分野) 「法改正、政令、省令等の改正等が見込まれる項目」

(1)措置済

特区=1 全国=2	「法」「政令」「省令等」の別	整理番号	特区名	提案概要	法令等	改正の概要	スケジュール	省庁	備考
2	省令等	554	グリーンアジア国際戦略総合特区	<p>日本では、欧米に比較してより大きな設計係数を採用、以下の問題が生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配管・バルブ等が厚肉化・大型化し、水素スタンドの必要性能が出ない</li> <li>・海外製品を輸入して使用することが困難</li> <li>・水素スタンド建設コスト低減が難しい</li> </ul> <p>そこで、欧米並みの設計係数にて水素スタンドを建設できるよう、省令・例示基準等の見直しを図る。</p>	一般高圧ガス保安規則第6条第1項第13号、特定設備検査規則第14条、関係例示基準	<p>高圧ガス設備のうち、特定設備については特定設備検査規則第14条に許容応力として4倍、3.5倍が規定されている。それ以外の設計係数の使用、例えば2.4倍については、個別に安全性の確認が必要とされており、KHKの特定案件事前評価を受けて、大臣認定を行うという運用が行われている。この大臣特認を取得しやすくするための統一的な基準として民間団体等の検討を踏まえた基準をKHKが策定した。(米国:ASME secⅧ、Div2や欧州:EN13445については個別の審査等を実施した上で、設計係数2.4倍が活用されている。)</p>	<p>高圧ガス保安協会にて、特定設備の技術基準適合手続きを簡略化するために、技術基準(安全係数2.4の特定設備に関する基準KHKS0224(2014)を平成26年10月2日に発行済。</p>	経済産業省	
2	省令等	556	グリーンアジア国際戦略総合特区	<p>70MPa水素スタンドでは、肉厚となる鋼製蓄圧器の使用が大幅なコストアップ要因の一つ。海外では、複合容器を蓄圧器として利用し、コストを低減している。</p> <p>しかしながら、現行の高圧ガス保安法では、鋼製の蓄圧器のみが規定されており、複合容器を蓄圧器として利用することは認められていない。</p> <p>そこで、必要な法整備及び技術基準の策定を行い、複合容器を蓄圧器として利用することを可能とする。</p>	特定設備検査規則	<p>水素スタンドに設置される複合容器製蓄圧器が大臣特認として認められるように特定設備検査規則の改正を行った。また、当該特認における安全評価に際してのKHKの技術基準(特認申請用のガイドライン)を整備し、特認の手続きの簡略化を行った。</p>	<p>特定設備検査規則の改正を行い、平成25年8月15日付けで公布・改正を行った。また、特認申請の手続きの簡略化のため高圧ガス保安協会にて、技術文書圧縮水素蓄圧器用複合圧力容器に関する技術文書KHKT D 5202(2014)を平成26年11月25日発行済。</p>	経済産業省	
2	省令等	(24春)783	関西イノベーション国際戦略総合特区	<p>輸出入医薬品等製造・輸入届の電子化、簡素化のための薬事法施行規則の緩和</p>	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第288条	<p>製造販売(製造)用医薬品等輸入届の電子化について医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則を改正するとともに、医薬品等輸入手続電子化システム(NACCSシステム)の稼働を開始した。</p>	平成26年11月25日付施行済	厚生労働省	

## H24春協議

## 様式1

### 総合特区 特例措置(規制分野)「法改正、政令、省令等の改正等が見込まれる項目」

#### (2) 検討中(改正時期調整中)

特区=1 全国=2	「法」「政令」「省令等」の別	整理番号	特区名	提案概要	法令等	改正の概要	スケジュール	省庁	備考
2	省令等	557	グリーンアジア国際戦略総合特区	<p>これまで高圧ガス保安法の省令の改正により、水素スタンドについて保安距離短縮などの見直しが行われてきた。</p> <p>しかしながら、以下の理由から、一層の保安距離の短縮を実現したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地代減額によるスタンドコスト(固定費)の抑制</li> <li>・用地選定の容易化</li> <li>・ガソリンスタンド等との併設の容易化</li> </ul> <p>ディスペンサーと公道の距離を、現行の6mから4m(ガソリンスタンド並み)に短縮。</p>	一般高圧ガス保安規則第7条の3第1項第2号、第2項第3号、関係例示基準	<p>平成23年度に民間団体等は、経済産業省、高圧ガス保安協会の助言を得て有識者会議を実施し、公道とディスペンサーとの距離に係る障壁等の代替措置についての研究を行った。その結果、公道とディスペンサーの間に障壁等を設けることにより距離の短縮は可能となるものの、著しく利便性を損なうとともに視認性の確保もできないことから、障壁を代替措置とすることは見送ることとなった。</p> <p>しかしながら、水素スタンドを設置する敷地の環境は様々であり、2方向、3方向に公道で囲まれた敷地などでは代替措置が有効な場合もあることから、現在、仕様規定になっている当該技術基準を性能規定化する。</p>	現在改正作業中であり、平成27年度の早いタイミングで改正予定。	経済産業省	当該内容については、平成27年3月14日に開催された産業構造審議会高圧ガス小委員会にて、承認済。